

事業所実地指導 報告書

【実施の目的等】

- ・介護保険法第 23 条に基づき、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施。
実地指導計画に基づく定期的な指導の一環として実地指導を行った。

①中津川ケアハートガーデングループホームてがのの家

- ・実施日時 平成 29 年 10 月 31 日（火）午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
- ・前回の指導は平成 27 年 3 月 2 日に実施。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・災害対策時対応マニュアル整備において避難経路計画を整備するよう指導

②小規模多機能ホーム Do 愛

- ・実施日時 平成 29 年 11 月 1 日（木）午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
- ・前回の指導は平成 27 年 3 月 3 日に実施。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・事故報告書決裁欄のホーム長印がないこと、家族への連絡日時がないことについて指摘
- ・利用者の記録についてヒヤリハットの箇所は赤字で記載するなど、見やすい工夫をするよう指摘

③中津川市デイサービスゆうわ苑

- ・実施日時 平成 30 年 12 月 19 日（水）午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分
- ・前回の指導は平成 24 年 9 月に県が実施。

《現地（口頭）指摘事項》

- ・防災訓練について、年 1 回の定期的な実施は行っているものの、計画書が保存されているのみであり、当日の実施内容、反省点、意見等を報告書として記録するよう指摘
- ・運営推進会議の議事録について、事務室内で保管されていたため、ファイリングしてロビーの棚に置くなど、誰でも見られる状態で公表するよう指導
- ・処遇改善加算 I について、改善内容の職員に対する周知が、別所在地の本部事業所での掲示のみであり、当該事業所内でも掲示するよう指導

④瀬戸の里デイサービスセンター

- ・平成 28 年 4 月 1 日、定員 18 名以下のデイサービス施設の指定・指導権限が県から移譲されてから、市の指導は行っていない。令和元年 11 月～2 月実施予定。
- ・この施設を運営している社会福祉法人五常会は他にも特養、居宅介護支援事業所を運営しており、特養瀬戸の里については平成 28 年 10 月 25 日県の実地指導の結果、加算の算定要件について指摘があったが、その後修正されており問題ない。